

別添

個人情報の取扱いに係る特記事項

(総則)

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令等を遵守し、この契約により取り扱う個人情報の管理について、発注者と同等の措置を講じなければならない。

2 受注者は、前項の措置を講ずるため、この契約による業務に従事する者をあらかじめ明確にし、適切な指導及び監督を行わなければならない。

3 受注者は、個人情報の管理体制等を記載した書面を、業務開始前に発注者へ提出しなければならない。

4 受注者は、この契約により取り扱う次の個人情報には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号）」に規定する「個人番号」が含まれることを踏まえ、同法の遵守その他の第1項に規定する措置を特に講じなければならない。

個人番号が含まれる個人情報

住民基本台帳データ

(再委託の禁止)

第2条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いを自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、発注者が書面により許諾した場合は、この限りではない。

(個人情報の取得等)

第3条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、その目的を明確にし、その範囲は、目的達成のために必要最小限のものとしなければならない。

(個人情報の保管)

第4条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を毀損、又は滅失することのないよう、個人情報の安全な保管を図らなければならない。

(秘密の保持等)

第5条 受注者は、この契約により知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人の権利利益の保護)

第6条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いが、個人の権利利益を侵すことのない

ように図らなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第7条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、発注者の承諾なくして複写、又は複製してはならない。

（目的外使用の禁止）

第8条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を、本契約の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報の帰属及び提出、消去又は廃棄）

第9条 この契約による業務を処理するために、受注者が取得、作成、加工、複写、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて前項の個人情報を発注者に提出するか、判読、復元できないように確実な方法で消去又は廃棄しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により提出、廃棄又は消去をした際には、情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法と年月日、責任者その他必要事項が記載された書面を発注者に提出しなければならない

（事故報告義務）

第10条 受注者は、この契約により取り扱う個人情報を漏えい、毀損、又は滅失したときは、発注者に速やかに報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（調査）

第11条 発注者は、この契約により受注者（再委託がある場合は、再委託先を含む。）が取り扱う個人情報の管理状況について、随時に受注者を調査することができる。

（指示勧告）

第12条 発注者は、この契約により受注者（再委託がある場合は、再委託先を含む。）が取り扱う個人情報の管理状況に、不適切な点を認めたときは、受注者に対し、必要な指示勧告を行うことができる。